⚠ご注意ください！

（令和7年1月時点）

令和6年12月2日から
従来の健康保険証は
発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効です

とってもカンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受　付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを保険証として登録
できます！

2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

or

暗証番号

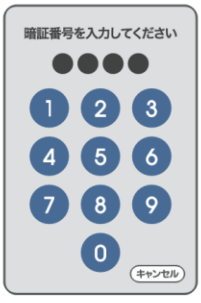

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

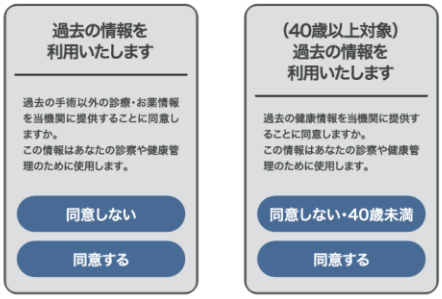

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下２つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間（令和7年12月1日まで）**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare